

## 平成26年1月23日教育委員会会議録

- ・日 時 平成26年1月23日(木) 午後3時30分～午後4時00分
- ・場 所 10階 委員会開催室
- ・出席委員 金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、徳永正靱委員  
後藤恒裕教育長

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 報 告  
(1) 公民館の使用許可基準の緩和について
- 4 そ の 他
- 5 日 程 等  
(1) 日程について  
(2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 6 閉 会

### 会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録承認
- 3 報 告

委員長・・・報告に入ります。公民館の使用許可基準の緩和について、報告をお願いします。

社会教育青少年課長より、直近5年間の公民館利用者数が減少傾向にあるため、利用者範囲を拡大し市有施設の有効利用を促進する必要があることや、文部科学省より社会教育法第23条第1項について、「公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」という解釈が示されたこと、民間事業者による公民館の使用を可能にし、活動を支援することが共創のまちづくりの推進につながる事などから、公民館の使用基準を緩和する必要がある旨、また、平成26年4月1日より公民館の使用基準緩和の実施を予定し、直接営利を目的としない民間事業者などの利用を可能にする旨説明があった。

委員長・・・公民館は町内会などでも利用できるのか。

社会教育青少年課長…利用できる。通常は使用する月の前月から予約受付をするというのが原則だが、町内会の場合はそれ以前から予約受付をすることができる。

委員…受付業務の統一のためマニュアルを作成するとのことだが、そのマニュアルは既に作成してあるのか。

社会教育青少年課長…マニュアルは既に作成している。社会教育青少年課だけでなく公民館の職員からも検討をしてもらい、不安点や問題点を出して、問い合わせがあっても回答できるようにしているところである。また、申込者ごとに異なる対応をしないように、運用開始後に様々なケースをデータベース化にしてすぐに確認できるような仕組みを作っている。

委員…公民館を借りる際、1か月前からしか予約できないので大勢の人を集めるような講演会を公民館で行うことが難しい、という話を聞く。人数が多い場合には、1か月以上前からの予約を可能にすればより利用者が増えるのではないか。

社会教育青少年課長…先取りという1か月前に限らずそれ以前からの予約を認める制度があるが、公民館に登録しているサークルの数は100を有に超えるので、サークルの利用にも先取りを認めてしまうと収拾がつかなくなってしまう。そのため、公的な利用や町内会の利用に限ってのみ、先取りの使用を認めているのが現状である。

委員…駐車場の利用や、公民館内で弁当など食事をするのは自由なのか。

社会教育青少年課長…弁当などの食事については自由に食べてかまわない。駐車場も利用可能だが、公民館ごとによって大きさがまちまちなので適切な公民館を選んで利用するのも一つの方法だと思う。

委員長…2月1日から広報やまがたや公民館報にて周知を図るとのことだが、民間企業や団体等への認知を高めるためよりPRに力を入れてもらいたいと思う。

## 5 その他

委員長…その他ですが、何かございませんか。

(各委員、事務局より「なし」の声あり。)

## 6 日程等

委員長・・・日程の報告をお願いします。

管理課長から、平成26年1月24日から平成26年2月5日までの日程、行事予定について説明があった。

7 閉会 委員長